

政 令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百八十八号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項及び金融庁設置法（平成十年法律第三十号）第十九条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「七人」の下に「うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。」を加える。

第二十五条第一項中「二人」を「二人（うち一人は、」に改める。

附則第五條第一項中「参事官」の下に「第三項に規定するものを除く。」を加え、同条第二項中「前項」の下に「及び次項」を加え、同条第三項中「前二項に規定するものを除く。」のうち一人を「関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。」に改める。

附則に次の一条を加える。

（証券取引等監視委員会事務局次長の設置期間の特例）
第八条 第二十五条第一項の次長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの以外のものに限る。）は、平成二十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附 則

この政令は、平成十九年七月一日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百八十九号

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年七月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
法務大臣 長勢 甚速

株式会社産業再生機構法第五十二条第一項の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百九十号

株式会社産業再生機構法第五十二条第一項の政令で定める日を定める政令

内閣は、株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）第五十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社産業再生機構法第五十二条第一項の政令で定める日は、平成十九年六月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 尾身 幸次
経済産業大臣 甘利 明

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百九十一号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第四項（同法附則第二十一条第三項及び第二十九条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十八条第三項第一号ただし書及び第七十六条第一項ただし書並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者自立支援法施行令の一部改正）
第一条 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「二十万円」を「二十一万五千元」に改める。

第三十五条第一項第二号中「二万円」を「三万三千元」に改める。

第四十三条の二第二項中「五十万円」を「四十六万円」に改める。

附則第十一条第二項中「十万円」を「十六万円」に改める。

附則第十二条中「二十万円」を「二十三万五千元」に改める。

附則第十三条第二項第二号中「二十万円」を「二十三万五千元」に改め、同項第三号中「二十万円」を「三万三千元」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）
第二条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条の六第二項中「十万円」を「十六万円」に改める。

附 則
この政令は、平成十九年七月一日から施行する。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫
内閣総理大臣 安倍 晋三

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御名 御璽
平成十九年六月二十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百九十二号

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法施行令

内閣は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三十三号）第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法第八條第二項の規定による国の都道府県に対する補助金の額は、各年度において都道府県が同条第一項の規定により補助する額（救急医療用ヘリコプターの運航に関する費用等を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額とする。

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫
内閣総理大臣 安倍 晋三

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百九十三号

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行期日は、平成十九年六月二十九日とする。

総務大臣 菅 義偉
財務大臣 尾身 幸次
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
農林水産大臣 赤城 徳彦
経済産業大臣 甘利 明
国土交通大臣 臨時代理 菅 義偉
内閣総理大臣 安倍 晋三